

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、耐震性が不足している木造住宅の耐震改修を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 耐震改修工事 館山市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成20年告示第37号。以下「耐震診断要綱」という。）第2条第2号に規定する耐震診断を行った結果、上部構造の総合評点が1.0未満であったものを1.0以上にするために行う耐震補強工事をいう。
- (3) 設計 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計をいう。
- (4) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。

(補助対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存する木造住宅であること。
- (2) 平成12年6月1日以前の耐震基準（以下「2000年基準以前の基準」という。）に基づいて建築された木造住宅（同日以後の耐震基準に基づいて建築された増築部分があるときは、2000年基準以前の基準に基づいて建築された部分の床面積が当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) この要綱の規定により補助金の交付を受けた木造住宅でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、前条の木造住宅に実施する次に掲げる要件を満たす耐震改修工事並びに耐震改修工事に係る設計及び工事監理（以下「耐震改修工事等」という。）とする。

(1) 耐震改修工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者が施工するもの。

(2) 耐震改修工事に係る設計及び工事監理は、耐震診断要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断士が実施するもの。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、木造住宅の耐震改修工事等を実施する市民であって、次に掲げる要件を満たすもの（一の木造住宅を所有する者が2人以上いるときは、これらの者が代表者として選任した者に限る。）とする。

(1) 補助金の交付対象となる木造住宅を所有している者又はその2親等以内の親族であって当該木造住宅に居住している者

(2) 市税を滞納していない者

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 耐震改修工事に要する次に掲げる経費

ア 地震の揺れに抵抗する効果を高めるための補強工事に要する経費

イ 地震による木造住宅の接合部の分離を防止するための補強工事に要する費用

ウ 木造住宅の軽量化を図るための工事に要する経費

エ その他木造住宅の耐震性能の向上を図るための補強工事に要する経費であって市長が認めるもの

(2) 耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要する経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事等の契約を締結する前に、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に

提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震改修工事等実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 交付の申請を行う者の住民票の写し
- (3) 木造住宅の所有者の2親等内の親族であることを確認できる書類（当該所有者以外の者が申請するとき）
- (4) 木造住宅に係る登記事項証明書その他所有者及び2000年基準以前の基準に基づいて建築されたことを証する書類
- (5) 耐震診断要綱第9条第2号の木造住宅の耐震診断結果報告書その他の成果品の写し
- (6) 耐震改修工事实施前の木造住宅の外観が確認できるカラー写真
- (7) 木造住宅の平面図及び付近見取図
- (8) 耐震改修工事，耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要する費用の内訳が確認できる見積書の写し
- (9) 耐震改修工事の施工者が第4条第1号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (10) 耐震改修工事の設計者及び工事監理者が第4条第2号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (11) 補助事業の実施について木造住宅の所有者の同意があることを証する書類（当該所有者以外の者が申請するとき又は当該所有者が2人以上いるとき）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず，耐震診断要綱による補助金の交付を受けた年度と同一年度にこの要綱による補助金の交付を申請するときは，前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。ただし，これらの書類の内容に変更があるときは，この限りでない。

（交付の決定）

第9条 市長は，前条の申請書の提出を受けたときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは，館山市木造住宅耐震改修費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により，申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付の条件は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 第8条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 耐震改修工事等を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 耐震改修工事等が予定の期間内に完了しないとき、又は耐震改修工事等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(変更承認の申請)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、館山市木造住宅耐震改修費補助金（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）に第8条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、館山市木造住宅耐震改修費補助金（変更・中止）承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、耐震改修工事等の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定時に指定した期日のいずれか早い日までに、館山市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事、耐震改修工事に係る設計及び工事監理の契約書の写し
- (2) 耐震改修工事、耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (3) 建築士法第2条第6項に規定する設計図書（補強計画図、補強計算書等）の写し
- (4) 耐震改修工事で使用した主な材料の仕様が確認できるカラー写真
- (5) 耐震改修工事を行う箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるカラー写真
- (6) 耐震改修工事後の上部構造の総合評点を確認できる書類の写し

- (7) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額を確定したときは、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条第2項の通知書を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求者に対し補助金の交付を行うものとする。

(代理受領)

第15条 交付決定者は、補助金の受領を当該補助に係る耐震改修工事の施工者、設計者又は工事監理者に委任する方法（以下「代理受領という。」）により行うことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、第12条第2号に規定する書類に代えて耐震改修工事、耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要した費用の請求書の写し、当該請求書の額から補助金交付決定額を差し引いた額の領収書の写し及び当該代理受領に係る委任状を実績報告書に添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しようとするときは、前条第2項の規定にかかわらず、前項の代理受領に係る委任状に基づき、交付決定者の受任者である耐震改修工事の施工者、設計者又は工事監理者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第8条第1項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

電話番号

年度館山市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第5条第2号に規定する事項（市税の納付状況）について、館山市の保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。

氏名

印

<処理欄>下の欄には記入しないでください

確認年月日	年 月 日	滞納の有無	有・無	確認者	
-------	-------	-------	-----	-----	--

第2号様式（第8条第1項第1号）

木造住宅耐震改修工事等実施計画書

1 交付申請額の算定				
(1) 補助対象経費				
耐震改修の工事に要する費用				円
耐震改修の設計に要する費用				円
耐震改修の工事監理に要する費用				円
合計 (A)				円
(2) 交付申請額 (A) 円 × 4/5 = (B) 円				
※ (B) に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額				
(B) と1,000,000円のいずれか少ない額				円
2 実施期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
3 木造住宅の概要				
所在地	館山市			
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外の者（申請者との関係 ） 住所 氏名			
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）			
床面積	階	居住部分	居住以外の部分	合計
	2	m ²	m ²	m ²
	1	m ²	m ²	m ²
	合計	(A) m ²	m ²	(B) m ²
(A) ÷ (B) × 100 = %				
建築年月日	年 月 日			
4 木造住宅耐震診断の結果				点
5 耐震改修工事の施工者				
商号又は名称 代表者の氏名 営業所の所在地 建設業の許可番号（ ）許可第 号 電話番号				

6 耐震改修工事に係る設計を行う建築士	
資 格 () 建築士 () 登録第 号	
所 属 <input type="checkbox"/> 千葉県建築士会安房支部 <input type="checkbox"/> 千葉県建築士事務所協会安房支部 <input type="checkbox"/> その他 ()	
氏 名	
事 務 所 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	
所 在 地	
電 話 番 号	
講 習 会 () 年度既存建築物耐震診断・改修講習会 (千葉県主催) 受講 受講番号 () 番 その他の講習会 ()	
7 耐震改修工事に係る工事監理を行う建築士 (<input type="checkbox"/> 6 の設計者と同じ) ※工事監理者が6の設計者と同じときは、「 <input type="checkbox"/> 6の設計者と同じ」にチェック を入れてください。(下の記載は省略できます。)	
資 格 () 建築士 () 登録第 号	
所 属 <input type="checkbox"/> 千葉県建築士会安房支部 <input type="checkbox"/> 千葉県建築士事務所協会安房支部 <input type="checkbox"/> その他 ()	
氏 名	
事 務 所 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	
所 在 地	
電 話 番 号	
講 習 会 () 年度既存建築物耐震診断・改修講習会 (千葉県主催) 受講 受講番号 () 番 その他の講習会 ()	
8 添付書類 (添付した書類にチェックを入れてください。)	
1 <input type="checkbox"/> 交付の申請を行う者の住民票の写し 2 <input type="checkbox"/> 木造住宅の所有者の2親等内の親族であることを確認できる書類 (当該所有者以外の者が申請するとき) 3 <input type="checkbox"/> 木造住宅に係る登記事項証明書その他所有者及び2000年基準以前の基 準に基づいて建築されたことを証する書類 4 <input type="checkbox"/> 耐震診断要綱第9条第2号の木造住宅の耐震診断結果報告書その他の成果 品の写し 5 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事実施前の木造住宅の外観が確認できるカラー写真 6 <input type="checkbox"/> 木造住宅の平面図及び付近見取図 7 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事, 耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要する費用の内訳 が確認できる見積書の写し 8 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の施工者が第4条第1号に規定する要件を満たすことを証す る書類 (添付書類一覧は次ページにもあり)	

- 9 耐震改修工事の設計者及び工事監理者が第4条第2号に規定する要件を満たすことを証する書類
- 10 補助事業の実施について木造住宅の所有者の同意があることを証する書類
(当該所有者以外の者が申請するとき又は当該所有者が2人以上いるとき)
- 11 その他市長が必要と認める書類

※ 1から6までの添付書類は、耐震診断要綱による補助金の交付を受けた年度と同一年度に補助金の申請をし、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

第3号様式（第9条第2項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長



年 月 日付けで申請のあった館山市木造住宅耐震改修費補助金について、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定

補助金の交付決定額 円

2 交付の条件

3 不交付の理由

第4号様式（第11条第1項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった館山市木造住宅耐震改修費補助金について、申請の内容を（変更・中止）したいので、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 添付書類

第5号様式（第11条第2項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金（変更・中止）承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長



年 月 日付けで申請のあった館山市木造住宅耐震改修費補助金の変更（中止）について、下記のとおり決定したので、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

（1）決定の内容

（2）交付決定額	変更前	円
	変更後	円

2 不承認

理由

第6号様式（第12条）

館山市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書

年 月 日

館山市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった館山市木造住宅耐震改修費補助金について、耐震改修工事等が完了したので、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 実施期間 着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日
- 3 耐震改修工事等の実績
- (1) 補助対象経費
- | | |
|-----------------|---|
| 耐震改修の工事に要した費用 | 円 |
| 耐震改修の設計に要した費用 | 円 |
| 耐震改修の工事監理に要した費用 | 円 |
| 合計 (A) | 円 |
- (2) 実績額
- (A) 円 $\times 4/5 =$ (B) 円
- ※ (B) に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

(B) と1,000,000円のいずれか少ない額 _____円(実績額)

4 添付書類

- (1) 耐震改修工事，耐震改修工事に係る設計及び工事監理の契約書の写し
- (2) 耐震改修工事，耐震改修工事に係る設計及び工事監理に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (3) 建築士法第2条第6項に規定する設計図書（補強計画図，補強計算書等）の写し
- (4) 耐震改修工事で使用した主な材料の仕様が確認できるカラー写真
- (5) 耐震改修工事を行う箇所ごとの施工前，施工中及び施工後の状況が確認できるカラー写真
- (6) 耐震改修工事後の上部構造の総合評点を確認できる書類の写し
- (7) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第13条第2項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした館山市木造住宅耐震改修費補助金について、年 月 日付けで提出された館山市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書の審査等を行った結果、下記のとおり交付すべき額を確定したので、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付申請額	円
補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	円

2 理由（交付決定額と交付確定額に差がある場合）

第8号様式（第14条第1項）

館山市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

館山市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった館山市木造住宅耐震改修費補助金について、館山市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求金額 円

2 振込先

金融機関 及び支店名	銀行 協同組合 信用金庫 信用組合	本店 支店（所）	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		
備考			